

人を大切にする社会に向けて ～非正規労働の問題を考えるシンポジウム～（沖縄集会報告）

沖縄労働問題ネットワークを発足

非正規労働者の割合が44.5%（総務省調査2012年）と全国一高い沖縄県で、安心して働く環境づくりについて考える「沖縄労働問題ネットワーク」を発足させた。現メンバーは、労働問題の研究者、労働組合関係者、当事者である非正規労働者である。

最初の取り組みとして「人を大切にする社会に向けて～非正規労働の問題を考えるシンポジウム～」を8月31日沖縄大学で開催した。約90人の参加者があり、熱心な質疑応答が行われた。

基調講演「改正労働契約法と大学非常勤講師組合のたかひ」をテーマに、志田昇さん（自治労連本部専門委員／首都圏大学非常勤講師労働組合書記長）が行った。琉球大学での「原則5年上限の雇止め」問題を団体交渉で撤回させたこと、早稲田大学など全国の大学で一斉雇い止めや契約更新の上限設定に対し、組合員数の拡大と、ねばり強い団体交渉でストップさせた事例を紹介した。

最初の報告者の恩納親之助さん（連合おきなわユニオン書記長）が、全国一斉労働相談ダイヤル「非正規労働ホットライン（2月7日～9日）」について報告。3日間の相談24件のうち、13件が労働基準法違反の相談内容となっている。「残業代を支払ってくれない」、「一方的に賃金を引き下げられた」、「明日から来なくていいと、不当に解雇された」のように労働契約・賃金・労働時間関係などの相談だった。

使用者側の法令違反も多く、沖縄県から助成金を受けている企業の法令違反のほか、労福協（中央労働者福祉協議会や各県協議会）のパーソナル・サポート・センター（編集者註：ライフサポートセンター）からの職業紹介にも関わらず法令違反の企業など、使用者側の法令遵守の徹底が必要と提言した。

上里清美さん（沖縄県公務公共一般労働組合・宮古島ユニオン委員長）は、宮古島市の非常勤嘱託として4年間勤務していた女性相談員を合理的な理由もなく雇止めされた。団体交渉の申し入れに対し「団体交渉の必要はない」と、宮古島市が拒否し、県労働委員会からの不当労働行為と認定され団体交渉に応じるよう救済命令が出たが、

労使紛争解決に向けての具体的な解決案は何にも示されなかった。上里さんは「官古島市で設置されたばかりの女性相談員として、女性の自立支援を行っている職において雇止めが行われたことに対して、黙っていることは泣き寝入りと同じ」と、那覇地裁平良支部に提訴した経過を報告した。

筆者は、那覇市の非常勤職員の問題点、①「任用」される時点で、3年先、5年先には「解雇」が待っている「雇用年限制度」により、将来の生活設計がたたず、資格取得のために自分自身への先行投資ができないこと。②那覇市においては、2年間の「空白期間」を置かなければ、履歴書の提出ができない現状。③働いていても、その賃金で生活を維持していくことがきわめて困難なこと。残業手当、一時金、退職金などが無く、公務職場からワーキングプアを作りだしている。この3点について報告。

また、労働者と使用者が「市民サービスの『質』の向上」を共通項に4～5年前から話し合いを続け、2013年4月から非常勤職員にも「育休制度」を導入したことを報告した。

最後の報告者の白石孝さん（N P O 法人官製ワーキングプア研究会理事長）は、前日に東京で開催された「第6回なくそう！官製ワーキングプア・反貧困集会」を無事終え、シンポジウム当日に来沖された。①「調査なくして運動なし」～調査し、分析することで課題が見えてくる。②「自分の職場の実態を把握することから取り組みは始まる」～声に出さない、出せない問題を表に出すこと、アンケート、職場懇談会を行うこと。状況判断しながら労組（ユニオン）結成、加入すること。③「オール全県・全国運動を進める」～社会問題としてアピールするためにマスコミ、ソーシャルネットの活用について訴えた。

今回発足させた「沖縄労働問題ネットワーク」は、非正規労働問題の課題解決のために、労働組合の枠組みや「正規」「非正規」、職域などの垣根を超えて共に考え行動していく。

仲村官子（那覇市非常勤職員）

つながって考えた、つながって声をあげた 「9.13雇用を語ろう！大集会」に250人

◆雇用大集会を開催

9月13日（土）「雇用を語ろう！大集会」が開催された。主催は札幌地区連合、全建総連札幌、札幌地区労連、反貧困ネット北海道、日本労働弁護団北海道ブロックで、札幌市の公契約条例制定を目指してきた労組・弁護士・研究者らだ。実行委員の一人として、この集会にこめた思いや、個人的感想をまとめた。

◆キーワードは雇用と政治

集会テーマは、公契約条例にとどまらない。「現場から雇用の実態を語ろう！」、「現場の声で自治体から雇用を変えよう！」をスローガンに、官からも民からも雇用の実態が報告され、パネルディスカッションでその解決策をひろく考えた。キーワードは「雇用と政治（地方政治）」だ。

政治といえば、とかく国政だけに目を向けがちだ。しかし地方政治という、いわば「足下」の民主主義を強化することも負けず劣らず重要である（職場という「足下」ももちろん）。それは、公契約条例の制定に取り組んできた過程で学んだ教訓でもある。三連休初日にもかかわらず、主催者の予想を上回る250人が参加。

◆雇用の現状をあらためて可視化し共有したい

建設技能労働者／特養で働く介護労働者／札幌市の非常勤職員／区役所・区民センターで働く清掃労働者／児童会館職員／民間の学童保育指導員／保育所で働く非正規保育士／郵政で働く非正規労働者／消防自動車の製造労働者／非正規タクシー運転者／非正規教職員／ハローワーク非常勤職員／アルバイト学生。

報告者は文書報告含め14名。「現場からの報告」を重視した。理由はこうだ。

非正規雇用はいまや全労働者の4割に達しようとしている。しかし、目の前にいる労働者が果たして正規雇用なのか非正規雇用なのか、またその労働条件がいかなるものかを知ることは難しい。自分の子どもを預ける保育士がまさか非正規だと思うか？ 教壇に立つのが非正規教員だと分かるか？ 求職者の相談にのる職員自身がじつは1年の有期雇用であることは？

仕事は恒常に存在するのに有期で雇われ、物言えず不安を抱えて働く不条理。仕事や責任は正職員と同じでも賃金には大きな（言われ無き）格差が存在する不条理。非正規を中心とする、こうした雇用の実態をあらためて可視化してみんなで共有した

い、そこから運動は始まるのではないか。そういう思いがあった。

◆政治は問題にどうこたえるのか

これらの問題について札幌市議全員に公開質問を行った。残念ながら回答数やその内容は我々が期待していたものには遠かった。しかしこれこそが、雇用に対する地方政治の現状をあらわしているのかもしれない。

「政治に声を届ける」という言葉が使われる。しかし声はどうすれば政治に届き、受け止めてもらえるのか。公契約条例案が1年半もの長きにわたり「継続審議」という名で店ざらし状態になっていた事実を考えるならば、「自分の支持する政党が伸びれば」自動的に問題は解決するという楽観的な気持ちにはなれない。議員の学習・調査研究、議会内の徹底した審議など政策立案機能を強化することも我々の課題ではないか。

◆地域の雇用問題と運動の交流センターを

この間の公契約運動と同様、本集会にも、ナショナルセンターや業種を超えた労働組合、全道そして全国にネットワークをもつ弁護士団体、そして反貧困を掲げる市民団体が集った。今回の集会の成功要因は、やはり労働組合の共同が大きかったと思う。運動がつくる出会いを大事にしたい。

何か行動したい、何か行動しなければ。大勢の参加者のこうした思いを運動につなげることが課題である。地域の雇用問題と運動の情報交流センターをつくることはできないか。「情報社会」と言われながらも、雇用の実態がまだまだ知られていない現状の打破を真剣に考えねば。現場からのリアルな報告を聞きながら漠然とそんなことを考えていた。

研究会に集うみなさんの一層のご協力をお願いしたい。

川村雅則（北海学園大学）



現場からの連続リレー報告

韓国における社会運動及びソウル市調査を実施

宇都宮健児（日弁連元会長、反貧困ネットワーク共同代表ほか）弁護士を団長とする標記調査を10月6日～8日に実施、白石孝が事務局を担当した。訪問団は、他に安周永常葉大学講師、猪股正（首都圏生活保護支援法律家ネットワーク共同代表、日弁連貧困問題対策本部副本部長）弁護士など総計11名だった。

主な訪問先は、ソウル市ソ・ワンジン（徐旺鎮）政策首席秘書官、アン・ギュンオ（安均吾）政策補佐官、チヨー・ソンジュ（趙誠柱）労働補佐官はじめ、福祉国家ソサエティ、希望製作所、財團法人iCOOP協同組合研究所、ソンミサン地区共同体視察（保育園、共同住宅、学校、書店、市民劇場、共同スーパー、共同カフェなど視察）、戦争と女性の人権博物館見学、参与連帯、憲法裁判研究所、マニュフェスト実践本部。

<主要団体のあらまし>

◆福祉国家ソサエティ（2007年設立）

会員1,000名（1万ウォン／月）、政策委員92名（3万W／月）。ネット配信9,200名。経費は事務所家賃、少人数のスタッフ人件費、外部からの財政的支援は受けない。政党や国会議員への政策提案に影響力を持っている。90数名の専門家で設立、2010年3月には「福祉国家提案大会」を開催、また、国会議員約60人で「福祉国家を考える議員の会」も作っている。

◆希望製作所（希望を創造する実践的研究所）（2006年3月設立）

会員約6千名、研究員46名、年間予算約4億円。市民社会運動の自己革新、批判のみでなく、政策提案

と市民運動の同時取り組み。社会革新センター、社会的経済センター、シニア社会貢献センター、教育センター、ルーツセンターなど会員参加型と専門家による政策提案と社会活動を展開。会員制度も創造的で事務所にも工夫がみられる。

◆参与連帯（1994年9月発足）

会員14,500名、運営委員113名、執行委員36名、活動専門家203名、活動グループ100、インターナン・ボランティア230名、ネットフォロワー約41,500名。活動の柱は監視、チェック。司法監視、公益訴訟、内部告発支援、国会議員監視、人権擁護、社会福祉推進（国民生活最低線運動）。20年間の実績は、声明・論評5,383、公益訴訟357、国家監査請求265、立法請願553、レポート発表354、討論会・会見開催1955、講座382コースなど。4階建てビルの1階はカフェ。

◆マニュフェスト実践本部（2005年9月準備会議、06年2月発足）

専任スタッフは選挙時13名、通常6名。120名のボランティア研究者。収入は120名の研究者の寄付、講演会収入、委託研究費。年間予算約1,200万円（家賃、人件費）。

公選法でのマニュフェスト規程はなく、広報物義務化を活用。マスコミ・国民世論、政界の同意、経済界の同意を元に、大統領選挙、自治体首長選挙で実施。ほぼ100%の候補者が公表。マニュフェストの特徴は財政計画とセットであること、公表・公開が市民の参加度を高めている。

反貧困全国集会2014「生きぬくためにつながろう！」開催

大型台風が迫る10月12日（日）、東京都生協連会館（中野区）で標記集会が開催された。午前11時から午後7時30分まで、丸一日かけた初の全国集会だった。プログラムは、午前が①全国反貧困ネットワーク活動交流会で、北海道、仙台、栃木、埼玉、東京、神奈川、愛知、三重、京都、大阪、広島、山口、大分、熊本などの地域ネットに、クレサラ協、もやい、住まいなども参加した。②ビデオ「統・メトロレディープルース」「ウォール街占拠2011」上映。

午後は、シンポジウムで、雨宮処凜さんが司会を務め、首都圏青年ユニオン、メトロコマース、女子高生サポートセンター、自立サポートセンターなど第一線の現場で活動している人たちが発言した。その後、4人1組になって語り合う「ワールドカフェ」、

STAND UPアクション、交流会と多様なスタイルの交流を行った。参加者はのべ290名。

年越し派遣村から反貧困へという大きな社会運動が民主党政権を生むひとつの原動力になったが、安倍政権下で存在感を出し得ていない反貧困運動の先行きをどうするのか、という根本的な課題はあるが、この集会は全国的なネットワークをさらに進め、また、運動は有名人や評論家でなく、現場で担っている人たちが作り上げていくもの、という確かさが明らかになった。

また、ワールドカフェという形式の意見交換、全員交流は今後様々な場で活用できると感じた。

（白石孝）

総務省7.4新通知の影響～その1・東京都、東京都人事委員会 一般職非常勤と任期付職員にどう舵を切っていくのか

東京都は交渉団体である都労連（東京都労働組合連合会～都庁職、都教組、都高教、全水道東水労、東交、首都大学労組で構成）との9月17日の小委員会交渉で、下記の検討内容を示し、勤務条件に関する協議を実施するとした。この交渉内容については、11頁に資料として「都労連ニュース」を掲載したので、ご参照いただきたい。

また、東京都人事委員会は10月9日、「平成26年度勧告」を公表、「任期付採用制度の活用範囲の拡大」について意見を申し出た。勧告別紙3では「(3) 多様な人材の活用」として、「現在、任命権者において、これまで全ての職で特別職として任用されてきた非常勤職員について、職務の内容や勤務形態等に応じた適切な活用を図るべく、一般職としての任用について検討が行われている。」「高度化・複雑化する都政課題に適切に対応するためには、任期の有無や常勤・非常勤の区分にかかわらず、あらゆる雇用形態を柔軟かつ適切に活用することで、多様なマンパワーを結集し、少数精銳体制をより強固にしていくことが不可欠である。こうした観点から、本委員会としても、任命権者の検討と整合性を図りつつ、一般職としての非常勤職員の活用のあり方について検討していく。」「同様の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催準備など、多様化する行政需要に対して、適時

適切に人材を供給していくため、時限的な業務量の変化などにも柔軟に対応できる多様な採用チャネルを備えておくことも必要である。このことから、現在、専門性が求められる職に限定している任期付採用制度の活用範囲を拡大することが適切であり」、別紙4により、意見を申し出る。

＜別紙4＞任期付職員法第4条適用、給料表は行
(一) I類B初任給と同様（181,200円）と手当。

平成26年9月17日

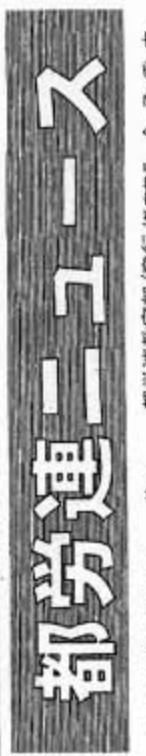
一般職非常勤の任用に係る検討

| 事項 | 概要 | |
|--------------|--|--|
| 検討の背景 | <ul style="list-style-type: none">今後ますます複雑化する多くの都政課題に対し、多様な人材の活用を一層促進していく必要非常勤制度全般に係る新たな総務省通知の発出（地公法59条及び自治法245条の4による技術的助言）同通知の中で、特別職非常勤と一般職非常勤の任用に関する考え方を明示 | |
| 検討の考え方 | <ul style="list-style-type: none">職務の内容や勤務形態等に応じて適切に任用する必要があるとの新たな総務省通知の趣旨を踏まえ、都として新たな制度となる一般職非常勤の任用を検討 | |
| 一般職非常勤の勤務条件等 | 任用根拠 | <p>【総務省通知（抜粋）】</p> <p>特別職の非常勤職員については、主に特定の学識・経験を必要とする職に、自らの学識・経験に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い勤務態様が想定され、地公法の適用が除外されているものであることを踏まえ、適切に運用されるべきである。職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべきである。</p> |
| | 報酬根拠 | <ul style="list-style-type: none">地方公務員法17条 <特別職非常勤は、地方公務員法3条3項3号>業務内容や責任の程度は、非常勤として常勤とは異なる設定 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none">地方自治法203条の2（報酬及び費用弁償を支給） <特別職非常勤も同様>任期は原則1年以内（総務省通知別紙I-1-(3)) <特別職非常勤も同様>その他具体的な勤務条件等は、今後の検討の中において整理 |
| 検討の範囲 | <ul style="list-style-type: none">専務的非常勤、専門的非専務的非常勤、臨時の非常勤の各職について個別に精査し、検討 | |

(3)

〔交渉速報〕 資料として転載

●社一と面談で、反動労連はおのづけ、生産と権利・平和と民主主義を守り、さらに大きく前進しよう。



2014年9月17日 №.7 都労連執宣部/発行/都労連会員 金子秀夫

〔小委員会交渉〕

都 側 一般職非常勤の勤務条件については都労連と協議していく 都労連 非常勤の賃金・労働条件は交渉で解決することを確認する

都労連は、9月17日15時より専門委員会交渉を行いました。
都側は、非常勤制度について、新たな職の設置などは当局責任で行うとした上で、一般職非常勤の勤務条件について、都労連と協議していく結論に達したとし、任用方法や勤務条件などの今後の検討について、都労連との議論を深めていくとの考え方を示しました。
人事制度見直しの基本的考え方については、現時点では労使双方の主張に大きな隔たりがあるとした上で、人事制度見直しを要する背景に触れ、引き続き賃金・能力・業績主義を徹底するとともに、さらには高い次元への慣性的転換を推進するため、①組織の機動性や柔軟性の強化、②職員の専門性向上、③強引に報いる処遇の徹底の3点を根柢に据え、課題解決・即応型の組織体制構築のための必要な見直しを行っていくとの考え方を示しました。
これに対して都労連は、一般職非常勤の勤務条件を都労連との協議事項とする都側の判断は、一部側の既定的な取扱いの上での、都労連の最終的な取扱いの判断は、都労連の主張に一定応えたものと受け止めるとした上で、一部側の取扱いを間わず、非常勤職員について、都労連は都労連との交渉に応じる義務があるとする都労連の基本的立場にはいささかも変わりありません。また今回、総務省通知も踏まえ一般職非常勤としての任用を検討するとして、限定的な取扱いを示唆しています。しかし、前回も申し上げた通り、一般職・特別職を問わず、非常勤職員について、都労連には都労連との交渉に応じる義務があるとする都労連の基本的立場にはいささかも変わりません。
非常勤職員の職設置についても、一般職であれ特別職であれ、その報酬や業務内容、勤務時間などの労働条件と無関係に職の設置ができない以上、労使交渉事項とすることは当然だと申し上げます。

都側 ただ今から、小委員会交渉を始めます。
前回の交渉において、私どもから、今後の人事制度見直しに向けた基本的考え方をご説明させさせていただきました。

その中で、非常勤制度については、この7月に総務省から非常勤職員の任用等に関する新たな通知が発出され、特別職と一般職の位置づけが明示されたことをお示しいただきました。個人の職を精査した上で、一般職としての任用を検討していく考えをお示しいただきました。

これについて、皆さんからは、協議事項として取り扱うよう強く申し入れがあつたところであり、その後の窓口折衝等において、整理を行つてきました。これに応じて協議を尽くし、労使合意のもと解決することを求めておきます。

私どもとしては、公務員法制上の観点から、新たな職の設置などについては当局の責任において行うべき事項と考えておりますが、今般、非常勤制度に関する新たな総務省通知や条例等の趣旨を踏まえ、都においては新しい制度となる一般職非常勤を検討するとした中で、労使協議の取扱いについて再検討いたしました。

その結果、一般職の勤務条件は、特別職のそれとは明らかに異なること、かつ、実際の任用を想定した場合には、現在の特別職非常勤職員の中から引き続き一般職に任用される一定の蓋然性が存在すること、そして、その一定の蓋然性が言わば全般的な広がりを持つものであることを踏まえ、今後、一般職非常勤としての任用を検討するに当たり、その勤務条件については、都労連の皆さんと協議していくという結論に達しました。

今後、皆さんと真摯に協議していきたいと考えております。

一般職非常勤は、任期が原則1年以内であることや、地方自治法の規定に基づき報酬及び費用弁償が支給されることなど、現在の特別職非常勤と同様の取り扱いとなる部分もありますが、任用方法や具体的な勤務条件などは、今後検討していくこととなります。私どもとしては、今回の新たな総務省通知が、地方自治法及び地方公務員法の各規定に基づく技術的助言であることを踏まえると、検討はスピード感を持って行わなければならない」と認識しております。

今後、検討を進める中で、皆さんと議論を深めていきたいと考えています。

都労連 ただいま都側から、非常勤制度に関する取扱いについて発言がありました。都労連発言は、職の設置・廃止については当局責任により行うとした上で、一般職非常勤の協議事項とする判断を行い、これまでの姿勢を転換したものであり、都労連の主張に一定応えたものと受け止めることができます。

その上で申し上げますが、都側は、職の設置や廃止については当局責任で実施する事項として、また今回、総務省通知も踏まえ一般職非常勤としての任用を検討するとしたこと等から、その勤務条件について都労連との協議事項とするとして、限定的な取扱いを示唆しています。しかし、前回も申し上げた通り、一般職・特別職を問わず、非常勤職員について、都労連には都労連との交渉に応じる義務があるとする都労連の基本的立場にはいささかも変わりません。非常勤職員の職設置についても、一般職であれ特別職であれ、その報酬や業務内容、勤務時間などの労働条件と無関係に職の設置ができない以上、労使交渉事項とすることは当然だと申し上げます。

さらに、現に事務的非常勤など非常勤職員として任用されている職員の多くが、引き続き任用されることが想定される以上、その任用権限の変更、特別職から一般職への切り替えは、当該職員の権利を含め重大な労働条件の変更に当たるものであり、当然のこととして労使交渉すべき事項だと申し上げます。
いずれにしても、今後、非常勤職員の賃金・労働条件に関し、都労連と都労連との交渉により課題を解決することについて確認いたします。都労連は、任用方法や具体的な勤務条件等について今後検討するとしています。また、都労連は、臨時・非常勤職員の待遇改善に関する要求書を提出する予定であり、要求の実現に向けて協議を尽くし、労使合意のもと解決することを求めておきます。

NPO法人官製ワーキングプア研究会の掲示板

<総務省7.4新通知に関するブックレット発行>

「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」～解説・問題点・評価・課題～

おもな内容は、研究会コメント、通知に関する解説及び問題点・評価・闇いの課題、資料（研究会作成、報道記事、労組関係）に、総務省7.4新通知のほぼ全文。A4判95頁700円（送料別）、5部以上は割引などもありますので、お問い合わせください。

<学習会の講師を派遣します>

総務省7.4新通知をやさしく読み解く、どういう影響が出るか、また、非正規公務員制度に関する基礎知識など、非正規公務員当事者はもちろん、これから労組を結成あるいは加入促進に取り組んで行こうとされている皆さんには必須の知識を分かりやすく解説します。

会議の前後の2～30分から本格的学習会としての2時間コースなど、目的に合わせてお請けします。経費は、交通費等の実費はご負担いただくとして、「謝礼」はそれぞれのご事情に応じてのご相談はもちろん可能です。

<DVDと本などの紹介>

◆DVD「ブラックバイトに負けない！」

「クイズで学ぶしごとのルール」という副題のとおり、残業代未払い、セクハラ、パワハラ、雇い止め、労働時間、休暇など労働基準法などの基礎知識。雇い主が知らない、知ってて適用しない、バイト本人も知らない、という基礎中の基礎をクイズ形式で解説している38分の新作。

バイト本人も、これから社会人になる人も、親も家族も知つれば騙されない、あこぎにこき使わぬ知識が身に付く優れもの。

監督：土屋トカチ、制作・販売：NPO法人アジア太平洋資料センター（PARC）、額価6千円+税

◆新刊「生活保護削減のための物価偽装を糾す！」

白井泰彦著（中日新聞編集委員）

帯から「誤解と偽装の拡散で固められた貧困すぎる日本の生活保護」「生活保護バッシングを巧みに利用、そして物価指数を偽装してまで生活保護費を大幅削減」という報道記者ならではの取材と分析の新刊。昨年の「反貧困ジャーナリズム賞」の受賞記者。あけび書房、1,400円+税。

◆学習会記録「ハローワークにおける

非常勤職員問題」（研究会「職場の人権」NO.88）

なくそう！官製ワーキングプア大阪集会の実行委員にもなられているハローワーク雇い止め裁判原告の時任玲子さんが、4月26日開催の標記研究会で報告された記録。もう一人全労働近畿地協の

秋山正臣議長は「ハローワークにおける非常勤職員問題～公務員の実像とは」を、時任さんは「私はぼろ雑巾ではない、使い捨てにしないで。国の労働行政の足下で起こっていること」を発言。額価1,200円。問い合わせは「職場の人権」06-6315-7804

<韓国～ソウル市と市民社会運動団体調査報告会>

9頁に調査のあらましを掲載した報告会を開催する

- ◆日時 11月5日（水）午後6時30分～8時30分
- ◆会場 連合会館4階401会議室（新御茶ノ水・小川町駅B3出口すぐ、淡路町・御茶ノ水から徒歩）
- ◆参加・資料代 700円（学生・障がい者500円）
＊50名定員、申し込み先着順。

<がんばれメトロレディー！非正規大集会>

- ◆日時 11月22日（土）午後2時～5時
- ◆会場 田町交通ビル6階ホール
- ◆内容 DVD「メトロレディーブルース」「続・メトロレディーブルース」上映、東海林智が聞き手になって「ぶっちやけ本音トーク」、闇いの経過報告など。参加費無料

<編集後記>

総務省通知から3か月余りたち、各地でその影響が出てきた。特に東京都の動きは注目せざるを得ない。超特急で作成したブックレットは交渉や学習会必携の内容となっている。まだお買い求めいただいている方は、お急ぎください。◆8月からの「なくそう！集会」型協同集会は、沖縄、札幌と続き、大阪でひと区切り、さらに多くの地域で開催してほしい。◆当事者をはじめマスコミ、弁護士、研究者などからの問い合わせが途絶えない。NPO化した意味は大きかったと実感している。

◆10～11頁の記事についてですが、10月10日開催の都労連と東京都の小委員会交渉で、非常勤職員制度見直し案が提示されました。時間的に原稿の入れ替えが出来ないので、以下に概要を報告します。

- 主な内容は、
- 月16日かつ1日7時間45分勤務の職（行政実例での特別職は除く）
 - 原則公募。公募による再度任用は、勤務実績等を考慮した能力実証。再度任用は、連続4回を限度
 - 報酬で、手当は支給できない
 - 時間外勤務、旅費等は支給
 - 休暇、休業制度以外に「職務免除」を適用
 - 職員互助会に加入

目立った箇所はこんなところです。ナンダカナ～ですね。職務免除以外は、何で「一般職」にしたのか意味不明。都のいいとこ取りではないか。労組法からはずした、という魂胆が見え見え。（白石）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2014年10月・第12号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：03(3891)9381/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://kwpk.web.fc2.com/

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。